蕨市教育委員会の後援及び共催に係る事務取扱

令和2年4月1日 蕨市教育委員会

蕨市教育委員会の後援及び共催(以下、「後援等」という。)に係る事務は、蕨市 共催・後援等実施基準に準ずるとともに、細部の取り扱いについては以下のとおり とする。

1. 定義について

- (1) 後援 教育委員会が主催者の行う事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することにより開催を支援することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が主催者の行う事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認する とともに企画運営への参加又は経費的な負担を通じて共同で事業を行うことをいう。
- 2. 申請を行うことができる団体について
 - (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体
 - (2) 学校又はこれに準ずる団体
 - (3) 蕨市社会教育関係団体
 - (4) 蕨市に事務所を有する公益法人

3. 承認基準について

- (1) 市が主催するものや、市の教育施策の推進上、有益であると認められるものは、 後援等を行うことができる。
- (2) 団体においては、次のいずれの要件にも該当する事業について後援等を行うことができる。
 - ① 主催者又は代表者の存在が明確であること。
 - ② 事業計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分あると判断されるものであること。
 - ③ 広く市民を対象とするものであること。
 - ④ 原則として市内で開催されるものであること。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。
 - ⑤ 参加料等を徴収する場合においては、事業の実施上やむを得ない場合のみと し、参加者に対して過重の負担を負わせないこと。
 - ⑥ 特定の団体等による勧誘又は普及を目的としていないこと。

- ⑦ 参加者の安全及び公衆衛生が十分確保できていること。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)との関係がない又は関係するおそれのないものであること。
- ⑨ 教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。
- (3) 次のいずれかに該当する事業については、後援等を行わない。
 - ① 法令等(法律及び法律に基づく政令その他の命令、埼玉県の条例及び規則並びに蕨市の条例及び規則をいう。)に反するもの
 - ② 公序良俗に反するもの
 - ③ 事業内容が政治、宗教等の普及を目的としたもの
 - ④ 政治的、宗教的中立性を損なうと恐れのあるもの
 - ⑤ 専ら営利又は売名を目的として行われるもの
 - ⑥ その他事業の内容が教育委員会として適切でないと判断されるもの

4. 申請について

原則として事業を実施する2箇月前までに、「後援願」又は「共催願」に以下の書類 を添付して提出すること。

- (1) 団体の規約、定款又は当該事業の開催要項等の書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 当該事業の事業計画、目的、内容等を明らかにできる書類
- (4) 参加料等を徴収する場合、当該事業の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

5. 事業計画等の変更及び取り消しについて

当該事業の中止又は事業内容等の変更が生じた場合、速やかに教育委員会に申し出ること。

教育委員会は、後援等の承認を行った後に、「3. 承認基準について」の要件を満た さなくなった場合や申請内容に虚偽があったときは、その承認の取り消しを行う。

6. 事業報告について

当該事業が終了後、原則として30日以内に「後援等事業報告書」に以下の書類を添付して提出すること。正当な理由なく、「後援等事業報告書」を提出しない場合、教育委員会は、以後、当該団体が行う事業について後援等の申請を受け付けない。

- (1) 収支決算書
- (2) パンフレットやプログラム等、後援等に係る名義の使用を確認できるもの
- (3) その他事業に関する資料で教育委員会が指示するもの